

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第5号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(秋田市表彰規則の一部改正)

第1条 秋田市表彰規則(昭和58年秋田市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則および秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則(平成12年秋田市規則第20号)第13条第4項第3号および第4号ならびに第5項第1号

(2) 秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則(平成24年秋田市規則第19号)第7条第3号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前もしくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の

規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

（秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 刑法等一部改正法および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）ならびにこの規則の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則第13条第5項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。